

地域包括ケア専門職派遣システム構築事業の概要

1 目的

困難事例等の解決のための相談窓口を設置し、県内の各地域包括支援センター又は市町からの要請に応じて、地域ケア会議や職員資質向上研修、介護予防教室等の場に登録した専門職や学識経験者を派遣し、市町単独では対応が困難な状況に対して、広域的かつ専門的な支援を行う。

2 実施主体

県（窓口及び派遣調整事務を山口県社会福祉士会へ委託）

3 実施内容

（１）派遣のための人材バンクの構築

【中心となる専門職】

- 医師（認知症サポート医養成研修を修了した医師や精神科医）
→認知症ケアの視点からの助言
- 歯科医師、歯科衛生士
→歯科医療や口腔機能、口腔衛生管理の視点からの助言
- 薬剤師
→在宅生活における服薬管理等に関する視点からの助言
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
→リハビリテーション的視点からの助言
- 管理栄養士、栄養士
→食事における適切な栄養摂取の視点からの助言
- 県健康福祉センター（保健師）
→精神疾患への支援や地域づくりの視点からの助言
- 弁護士、司法書士、社会福祉士
→権利擁護に資する支援の視点からの助言
- 大学教授
→地域課題を通じた地域づくりや政策形成等の視点からの助言

（２）相談及び派遣調整窓口の設置

- 窓 口 山口県社会福祉士会事務局 担当：吉村
住 所 〒753-0072 山口市大手町9-6
【TEL】 083-928-6644 【FAX】 083-922-9915
メール yamashashikai@clock.ocn.ne.jp

- 開設日 月～金（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時まで

○業務内容

- ・派遣依頼の受付及び派遣に係る連絡調整
- ・地域包括支援センター及び市町からの多職種協働による困難事例解決等に関する相談への助言

(3) 地域包括支援センター又は市町への専門職・学識経験者の派遣

- ・専門職・学識経験者（団体・機関等を含む）のバンク構築と充実
- ・派遣及び市町等への助言等
- ・派遣に係る経費の支払い

4 登録及び派遣の流れ

① 登録

山口県（委託先：山口県社会福祉士会）は、「登録承諾書」により同意を得られた専門職・学識経験者（個人・団体）をバンクに登録する。

② 派遣依頼

地域包括支援センター又は市町は、派遣窓口である山口県社会福祉士会（以下「派遣窓口」）に派遣依頼を行う。

③ 派遣窓口による調整

- －1 派遣窓口は、依頼内容に応じ、バンクに登録された専門職・学識経験者に対して、調整の上、依頼文書を送付する。（必要に応じて勤務先へも送付）
- －2 派遣決定について、地域包括支援センター等へ回答する。

④ 地域ケア会議等への参加・助言等

地域包括支援センター等が主催する「地域ケア会議」等へ出席し、助言等を行う。

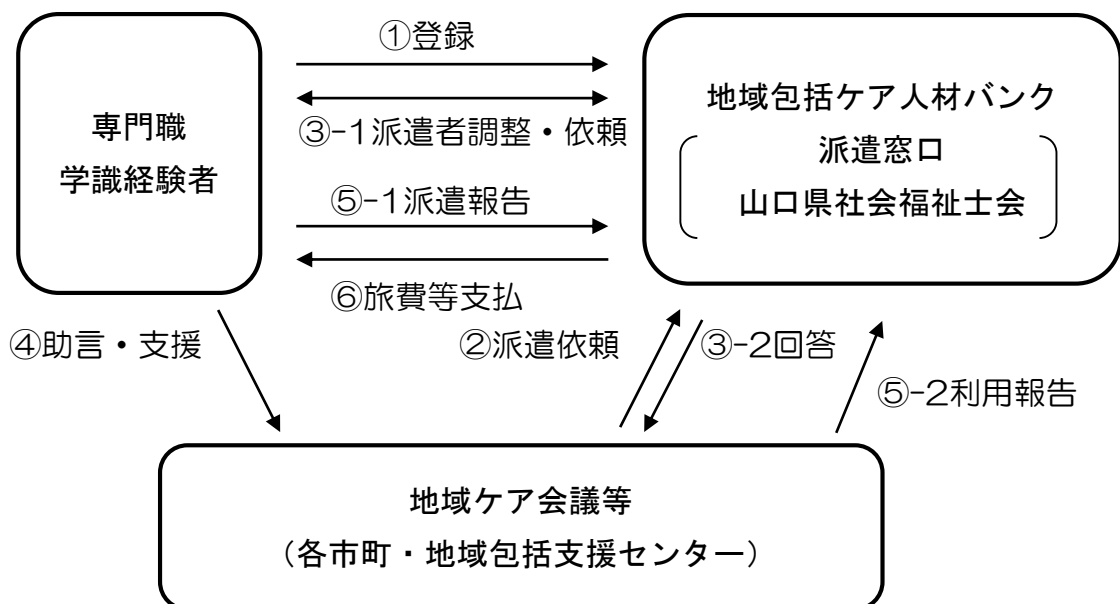
⑤ 派遣報告

- －1 派遣された専門職・学識経験者は、派遣窓口へ派遣状況等を報告する。
- －2 派遣を受けた地域包括支援センター等は、事業の利用状況を報告する。

⑥ 旅費等の支払

派遣報告に基づき、派遣窓口から謝金及び旅費の支払を行う。

【概要図】



地域包括ケア専門職派遣システム構築事業の活用事例

取 組	派遣する専門職	専門職の支援内容
地域ケア会議	弁護士 司法書士 社会福祉士	権利擁護に資する支援の観点からの助言
	医師	認知症ケアの観点からの助言
	歯科医師 歯科衛生士	歯科医療や口腔機能、口腔衛生管理の観点からの助言
	薬剤師	服薬管理等に関する観点からの助言
	理学療法士	基本動作能力（立ち上がり、歩行等）の回復や維持等の観点からの助言
	作業療法士	応用的動作能力（食事、排泄等）の回復や維持等の観点からの助言
	言語聴覚士	主にコミュニケーション（話す）・聴覚（聞く）・摂食（食べる）に障害を抱える事例に対し、各能力の回復や維持、悪化の防止の観点からの助言
	管理栄養士 栄養士	食事における適切な栄養摂取の観点からの助言
	保健師	精神疾患への支援や地域づくりの観点からの助言
	通いの場	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士
地域包括支援センターの職員研修	大学教授	地域づくりや政策形成の取組についての講義・演習
	弁護士	権利擁護に関する助言
介護予防教室 (高齢者等を対象とした健康教室等)	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	リハビリテーション的観点からの啓発、指導
	歯科医師 歯科衛生士	口腔機能、口腔衛生管理の観点からの啓発、指導
	管理栄養士 栄養士	食事における適切な栄養摂取の観点からの啓発、指導
	大学教授	生活習慣病予防や地域で取り組む介護予防についての啓発、指導